

国民健康保険の加入・脱退の届出について

事業所（会社）を退職されたり健康保険の扶養家族でなくなったりした場合、又は国民健康保険に加入しているかたが事業所（会社）などの健康保険に加入した（扶養家族を含む）場合は、14日以内に国民健康保険への加入・脱退の届出が必要です。ご対象者様に周知して下さるようお願いいたします。（任意継続保険に切替えたかたは除きます。）

秋田市の国民健康保険加入・脱退の届出に関しましては、社会保険等の資格喪失日が分かる「資格喪失証明書」、社会保険等の資格取得日が分かる「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」をご対象者様にお渡しいただいたうえで、秋田市国保年金課又は各サービスセンター又は電子申請にて手続きを行うようにお伝えください。

【届出にご用意いただくもの】

加入の場合

- ・これまで加入していた社会保険等の資格喪失証明書
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード（注）など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・解雇や倒産など止むを得ない理由により離職されたかたは、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知

脱退の場合

- ・新たに加入された社会保険等の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」（国保脱退されるかた全員分）
- ・国民健康保険の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード（注）など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※代理人（別世帯のかた）が届出をする場合は、委任状が必要です。

国民年金加入の届出について

事業所（会社）を退職され、厚生年金・共済組合の資格を喪失した20歳以上60歳未満のかたや、国民年金の第3号被保険者（厚生年金・共済組合に加入している夫や妻に扶養されている配偶者）でなくなったかたは、国民年金加入の届出が必要です。ご退職者様に周知して下さるようお願いいたします。

なお、国民年金加入中のかたが厚生年金に移行する際は、ご本人が年金の切り替えを行う必要はありません。

【届出にご用意いただくもの】

- ・社会保険・厚生年金の資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票など退職年月日がわかるもの
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード（注）など）又は基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※失業による国民年金保険料免除の申請をご希望の場合は、添付書類が必要です。お問い合わせください。

※代理人（別世帯のかた）が届出をする場合は、委任状が必要です。

（注）通知カードは、券面に記載されている住所、氏名等の事項に令和2年5月25日以降変更が生じていないもの、又は令和2年5月25日以前に変更が生じ、変更後の住所、氏名等が裏面に記載されているものに限りです。

国民健康保険、国民年金の手続きは、一部手続きを除いてご自宅のパソコンやスマートフォンから電子で申請できます。

電子申請（国保）



電子申請（年金）



届出・問合せ先：ご対象者様の住所地の国民健康保険・国民年金担当課

秋田市民生活部国保年金課 国保年金資格担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
直通電話（018）888-5633